

平安時代における社寺の雅楽

一 八幡宇佐宮の場合

中 野 幡 能

序にかえて	5 駒形舞楽
一 宇佐宮の雅楽	6 獅子・菩薩舞楽
二 放生会の雅楽	7 鳥蝶舞楽
三 宇佐宮舞楽の分析	8 陵王・納首利
1 踏 歌	9 楽 打
2 細 男 舞	10 里 神 楽
3 万 歳 楽	結びにかえて
4 傀 儡 子 舞	

序にかえて

宮中の雅楽は大宝年間雅楽寮で行われるようになってから盛になつたのであるが、上代より宮中の祭祀儀礼、貴族の遊楽、社寺の祭祀法会に行われて来たもので、九州地方でも大宰府管内の社寺に可成盛に行われて来た。例えば大宰府観世音寺、安楽寺、宮崎宮、住吉宮、宗像宮等々にもその資料が散見するが殆んど学界に紹介されていない。

そこで奈良平安時代を通じて最も偉容を誇つた八幡宇佐宮を中心に、九州ではその古代雅楽がどのように行われていたかを紹介してみたい。

勿論こゝでいう雅楽は印度支那朝鮮満州から伝つた楽舞を、我国で改造してできた楽舞で狭義の雅楽である。従つてこれ等の楽舞は主として器楽の合奏が主体としてこれに舞踊が附随したものであるが、こゝでは更に宇佐宮に伝わつた雅楽を他の芸能にも触れながらその概観を試みることにしたい。

一、宇佐宮の雅楽

さて宇佐宮の法会には夫々雅楽が行われていたわけである。例えば心経会の陵王舞、遷宮祭の獅子、菩薩の舞楽、御祓会の里神楽、鉦立神事の楽打、及神能、などがあるが、その中最も法会附随の舞楽で豊富に史料を残しているのは放生会の舞楽である。

勿論宇佐宮の神事法会は一度に発生したものではなく、奈良時代には既に仏教との結びつきを示しながら発達

したがその判明しているもののみをみても、奈良時代に7種平安時代に18種の神事法会が成立しているのである。⁽¹⁾これが鎌倉、南北朝までは大体その古い形の行事が続いて行くが、室町時代に至ると非常に多くの変化を示して室町末期には八十余度の神事法会が成立しているの⁽²⁾である。

神社の行事法会が、如何に時代社会と共に動いて行くかという事は、社寺という機関がその社会の発展の歴史、社会の変遷を無視しては考えられないと同様に、これに附随する芸能も亦変化の跡を示して行く事は当然である。本論では平安時代の宇佐宮の神事法会に附随した芸能をみたいと考えるが、これ等の点について、特に音楽をとまなう楽舞—狭義の雅楽を中心のみようとすると、その史料の最も豊富に伝えて来たものは放生会（現在の仲秋祭）に関する舞楽である。

註 (1) 拙稿「神社における宗教儀礼」一八幡宇佐宮行事会の構造—(宗教研究133号)

(2) 斉会記

二、放生会の雅楽

放生会の起源は養老年中又は神亀3年(AD726)8月15日又は神亀4年(AD727)又は天平16年(AD744)又は天平宝字5年(AD767)といわれている。⁽¹⁾然るに北和介文書によると天平16年8月15日官符を下され、始めて執行されたといわれている。⁽²⁾

この北文書、法鏡寺文書等によつて放生会について述べると、養老4年大隅日向の隼人征伐の時「各施大力二十八部之出衆、令舞細男⁽³⁾之舞⁽⁴⁾之時」とあるように28部衆に細男舞を舞わせたというのである。更にこの由緒によつて放生会に於ては「令出現之龍頭、鷓首、獅子、駒犬、傀儡子等、自船參神前、現種々曲菩薩舞等、皆表上古人形跡」とある。即ち獅子、駒犬以下神前に参り菩薩舞を行つて上古の形を表したと述べている。

放生会は8月1日より15日迄行われる。この法会の舞樂のみについていえば8月1日より15日迄毎日行われるのが細男舞である。11日には神前に於て相撲と伶人の舞樂があるが、何舞樂か不明である。14日は早朝に御倉を開き行幸の諸道具を出す、舞樂関係としては伶人装束、樂器、等がその中に含まれている。この14日に宇佐宮より北方三里許り道程の所にある和間浜の浮殿に行幸するのであるが、神輿の動きに応じて伶人の最初の仕事は乱声を奏する事である。こうして行幸にかゝると行列ができて諸役が序列に順つて動き始めるが、行列の11番目に細男樂人、14番目に伶人、18番目に駒形樂人が位置している。最後は27番目で前大宮司以下警固となつていて、その行列は数百人によつて編成されているのである。

祭礼の行われる和間浜に19番目の神輿が着くようになると、樂人はすべて神輿の前にあるから先づ神輿を迎えるために「樂人、舞人等奏乱声」となるのである。着御の乱声は樂人、舞人によつてなされたことが分るが、行列に「舞人」は記されていないが伶人がこれに当つたものであろう。

神輿が着くと祝大夫の鎮祝言があり、ついで細男舞が行われる。ついで東台に於て万歳樂が伶人によつて奏せられる。つぎに供養が行われるのである。14日はこれで終るのである。

放生会の最高潮は15日である。先づ神官国司等官人が着座すると、十番相撲が行われる一方は日向国、一方は豊後国である。その間に神官僧侶その外が着到する。それから浮殿（海上に社殿が作られている）に大宮、若宮の神験が移される。樂人はその間乱声を奏する。安置が終ると祝大夫の鎮祝があり、神官僧侶が着座する。つぎに龍頭、鷓首の船が二艘浮殿南脇より漕出す、その間を樂人が二三回樂を奏す、二三回が終ると船は浮殿の北脇に寄せる。此間に潮が満ちて来る。すると陣道が沖から傀儡子船二艘を招く、傀儡子船の一は上毛郡小今井から一は下毛郡今津からはるばる七里許りの海上を漕いで来ている。この二艘が浮殿の前に来て舞樂を奏するのである。

この傀儡子の舞樂が、福岡県吉富町古表神社と大分

県中津市伊藤田の古要神社に伝わる傀儡子で我国最古の古典芸能として国の無形文化財に指定せられている。

これが終ると放生供養が弥勒寺の僧によつて行われる。その間樂人は乱声を吹くのである。終ると神験が頓宮に還る。そこで駒形の舞樂が演ぜられる。つぎに獅子二頭の舞樂が行われ、ついで鳥蝶舞樂が行われ、ついで菩薩舞樂が25人によつて演ぜられる。これが終ると祝言があり、豊前国司檢非違使が奉幣するが、その奉幣は豊前国田川郡香春の採銅所のシャウキ殿によつて作られた銅鏡が奉られるのである。奉幣が終ると十列に屯宮を繞つて神官国司等の饗膳が行われる。そこで陵王納曾利等の舞樂が演ぜられ、これが終ると再び神輿は宇佐本宮へ還御するようになるのである。

以上は放生会の主として芸能行事を中心とした概要であるが、この記録のできた時代は内容からすると室町初期か南北朝と考えられる。文書中に「往古者」と出るのは恐らく平安時代の事であろう。即ち以上の如き形式の整備したのは平安時代であり、奈良時代に於てはもつと簡素な行事ではなかつたらうかと考える。宇佐宮の神事からすると最も大規模なものが行幸会であり、放生会はこれにつぐ行事である。

- 註 (1) 拙稿「神社の宗教儀礼」一八幡宇佐宮行幸会の構造一（宗教研究133号）
 (2) 大分県史料第二卷
 (3) 同上
 (4) 折口信夫博士「日本芸能史ノート」19～21頁、西角井正慶博士もこの説を支持されている。
 (5) 福岡県文化財報告集18集の2
 (6) この所のみは北文書に「乱声を吹く」とある。

三、宇佐宮舞樂の分析

放生会の儀礼をみると、法会の中の重要部分が音楽、舞樂によつて占められている事がみられるが、各法会に悉くこのような芸能が加えられていたのであるが、少くともこの法会が古いだけに最も多くの芸能が所属していると考えられる。よつてこの法会に現れる舞樂を分析することによつて宇佐宮雅樂の主なる概観をみる事ができる。

先づ文書に出てくる舞樂を全部あげてみる

- | | | |
|--------|----------|-----------|
| 1 踏歌 | 2 細男舞 | 3 万歳樂 |
| 4 傀儡子舞 | 5 駒形舞樂 | 6 獅子・菩薩舞樂 |
| 7 鳥蝶舞樂 | 8 陵王・納曾利 | 9 樂打 |

である。そこでこの九個の舞楽について逐一詳説したい。

1 踏 歌

豊前国宇佐宮で最初行われた芸能神事は、天平元年（AD729）1月14日に始つた踏歌である。この踏歌はどんな内容をもつていたかは明でないが、平安時代における宮中の踏歌の節会は内教坊を中心に妓女（女官）が、美装して興深く舞踏して歌つたといわれている。万歳楽、柳花苑なども同種の女官による舞楽で、近世に全く絶え、舞楽は男性のものになつてしまつたが、女性によつて行われる唯一の舞楽として伝つている五節舞の系統に入るものである。

宇佐宮の踏歌も恐らくこれに近いものであつたと考える。というのは宇佐宮は官社に転管してからも他の神社と異り、女性祭祀官の最も権力の強い神社であり、女祓宣という官職が特別にあり、且又平安時代にはその他、縫殿太子として上宮、若宮に夫々附属していたし、その外忌子、命婦、等々の女官があり、放生会の陣列の中にも廿番目に「女官」となつていたのである。更に行幸会等の時は必ず雑仕女という女性奉仕が境内十郷から出されていた。

このように多くの女官を擁していた神宮であるし、これら女官の奉仕する舞楽が踏歌ではなかつたかと考える。然るに神社の踏歌も肥後阿蘇社の如く、踏歌神事はあるが、これは御田植神事となつてしまつている。

宇佐宮の踏歌はいつ頃まで続いたかは不明であるが、平安時代にまで行われていることは確実である。

ところが中世に至るとこの踏歌は史料にみえない。しかしこれと同系統であるべき「万歳楽」がみえる。これは当然平安時代には女官の舞であつた筈であるが、同楽は放生会に於ては和間の仮殿の東の舞台で奏される。

北文書に

一次伶人於東台。奏万歳楽等

とある。伶人は男性の楽人である。所が、これの文書を見ると「行列」の項に

廿女官今無之

となつているので中世には女官の行列はなくなつたことになつているのである。そこで万歳楽を伶人が奏するようになったのであろうかと考えるのである。

註 (1) 永弘文書238号

(2) 田辺尚雄氏「日本の音楽」85P

(3) 北文和介文書（大分県史料2巻82P）

(4) 全上

(5) 龍爾氏も吾妻鏡建久五年六月十一日丙子、鶴岳伶人等を、「伶人（楽人）等」として伶人と楽人を同一とみている。

2 細 男 舞

細男と書いて今「くわしお」と読ませているが、筆者はこれは「せお」又は「さいのお」と読んでいたものと考え。それは折口博士も才男をとりあげている如く、才男という語は諛らぬといふ後世では太神楽の才三であるが、古くは才男には二種があり、宮廷では人間であり、宮廷以外では人形である場合が多く、才男は普通「青農」といふ多武峯では旗の先につけた人形、若宮八幡では米搗き人形といつているし、又一物とみる所もあるという。神の先触れ前触れのようにもみているし、宮廷神楽でというと初めの阿知女作法に「阿知女、阿知女、於々々々」というのであるが折口博士は「阿知女」は安曇磯良で、これを呼び出し、磯良が才男の役をするのであるといわれ、而もこの神楽は平安初期に入つたもので八幡系統の神遊びであるという意味の事をいわれているが、これは極めて重要な峻示を含んでいるのである。

さてこれから八幡系統のものとするするとその最も古い神遊びが八幡宮にあつた事を意味するが、先述の才男が人形であるとするれば、放生会に出て来る傀儡子を無視できない。而もこの傀儡子は豊前上毛郡、下毛郡の海浜の所役であり、これ等の人々は海部の系統を引くものである事を明にした。宮中で磯良が才男をやるという事は神遊びの場合前触れは人形がするということであり、又前触れが才男であつたものではないか。と宇佐の細男舞は、祭祀の始めに行われ、且又細男舞は放生会に限らず、放生会に参加する豊前国司が田川郡香春の官幣大神を奉じて宇佐へくる時も、宿る度に細男舞を演じているのであるが、この細男とは才男ではないかと考える。然らば細男舞は「くわしお」の舞ではなく「せおの舞、又は「さいのお」の舞と言つたのが古い呼び方であろうと考える。つまり細男舞は舞楽の前に出す芸能で本番の芸能でない舞楽であつたかと考えるが、さてその内容は如何なるものであつたかは分らない。

註 (1) 折口信夫博士「日本芸能史ノート」P19

(2) 全 上

(3) 拙稿「中津市史」P227~230

3 万歳楽

これは既に踏歌の所で触れたが、宮中では女官の舞であつたが、宇佐宮放生会の記録では伶人の舞楽になつてゐる。これは男性舞楽としての文舞としての舞楽に変化している事を示すものでこの場合は刀剣をもつて舞う破陣楽（太平楽）を番舞として宮中では即位式に舞うのである。そして万歳、太平楽共に印度・支那系の左舞を組合せているのである。

宇佐八幡には万歳楽が太平楽と組合されてできた舞楽はないようである。

4 傀儡子舞

これは海部民族が原始以来続けて来た舞で人形（木製）を踊らせるのである。福岡県吉富町の古表社と中津市伊藤田の古要社に伝つて来た人形舞で、これに音楽も附随している。筑紫豊氏の説によれば、元和の古風としては

- 1 御伶神の序の舞
- 2 細男舞さいのお（ていてい）
- 3 相撲
- 4 八乙女舞

であつたらうと言つてゐる。現在の舞は少しく変化しているようである。勿論昔も今も、この舞には音楽が伴奏されるのである。

5 駒形舞楽

北文書の放生会記によると駒形となつてゐるが建武中放生会記によると

(1) 虚空蔵寺山本 狛犬二頭 法鏡寺二頭云々
覚満建立之薬王寺来細 駒犬二頭

とある。この三ヶ寺は法蓮時代の同行＝俗僧たちの建立といわれる寺院で何れも白鳳時代の寺である。この三ヶ寺より二頭宛の狛犬と駒犬が計六頭出ているのである。これは恐らく人間が中に入つたものであろうから一頭に二人は必要であらう。建武中に村名を書いている所をみると、傀儡子と同じく村役であつたのであろうが、古代に於ては僧がこれに紛したのであろうかと考える。

この舞楽がどんなものであつたかは不明であるが、これを想像するに最も適当なのは、筑前大分八幡宮の獅子舞であらう。

- 註 (1) 太宰管内志収
(2) 宮成文書 115 号では俗僧と書いている。
(3) 福岡県神道青年会編「神社と文化財」

6 獅子、菩薩舞楽

獅子舞楽は菩薩舞楽と共に放生会のみならず遷宮に必ず演ぜられてゐる。元享元年（1321）には宇佐宮 仮殿の遷宮を行うので、弥勒寺堂内壇上で獅子菩薩の舞楽を行うとしたが新造の堂内で流血事件を起しているので、清祇が終らなければ仏神事を行う事はできないという、弥勒寺本家石清水八幡宮の牒が出されてゐるのである。

而もこの文書によると遷宮遵行の獅子菩薩下莊殿は寺家の勤役也としてゐる。従つて鎌倉時代には獅子、菩薩の舞楽は寺僧の勤役であつたことが判る。しかしこれは元享元年（1321）の事である。北文書の放生会記によると往古は25人とあるので25人の僧によつて菩薩舞楽が行われていたのであるから相当に大かゝりな舞楽であつたわけである。

「菩薩」は林邑八楽の一つであるから印度の婆羅門僧正に伴われて渡来した安南の僧仏哲（Fattriet）が、聖武天皇の天平8年7月（又は8月）に伝えたといわれている。この林邑楽は仏教音楽で8曲があつた。即ち菩薩、迦陵瀨、陵王、安摩とこの舞、倍臚、拔頭、胡飮酒、万秋楽がそれである。

この林邑楽が宇佐宮へ入つたのは弥勒寺の関係である事は明であるが、いつ如何なる経路で入つたかについては記録はないが、天平以後における宇佐と宮廷の関係は最も密接な時代であり、特に東大寺と弥勒寺の関係も極めて交渉の深い時代であるから恐らく、奈良時代に伝えられたものであろうと考える。

たゞ舞楽が寺院から宮廷に入ると菩薩の舞は消失してしまつたのであるが、それが他の寺院にも残つたであらうが、宇佐弥勒寺に永く伝えられて来た事は日本仏教音楽史の上に於て大切な事の一つといわなければならない。

註 (1) 永弘文書204号

(2) 前 同

7 鳥蝶舞楽

宇佐宮における鳥蝶舞については他に徴すべき資料がないので如何とも仕方がないし、宮廷の舞楽についても鳥蝶舞というのがないので如何なる舞楽であつたかを知ることができないのであるが、たゞ想像できることは林邑楽における迦陵瀨と関係があるのではないかと考える。

そこで高楠博士の説によつてこれをみると林吧楽は古代印度の舞踊劇曲で、西藏に起るといわれるシバ神の舞踊に起因するといわれる。而して菩薩の曲でこれは世界最初の楽劇である「龍王の喜び」(Naga a nandan)の一節である乗雲菩薩の舞であろうという。この説によつて「迦陵瀨」は「龍王の喜び」中の乗雲菩薩に附随した鳥の舞であろうというのである。

「龍王の喜び」は蛇を常食とする悪鳥ガルダが蛇を喰い尽し、龍王を食わうとした。仏に帰依した乗雲太子は代りにガルダに喰われた。仏はこれを救い菩薩になった。悪鳥ガルダは悔悟して善鳥になり、乗雲菩薩の前でガルダ鳥と龍王が祝に舞い踊るのである。

高楠博士は菩薩、龍王、迦陵瀨はこれから始るといふ。ところで迦陵瀨は鳥の舞で小童が美しい翼の鳥をつけ天冠をかぶり、両手に小さい銅板(シンバル)を持ち、これを打ち合せながら舞台を飛び廻り踊るのである。昔はこれは四人で踊つたが、近世には二人で踊つたという。こういうわけでこの鳥の踊りを仏典の妙音鳥として「迦陵瀨」の名を与えられてしまつたというのである。

このようにみると「迦陵瀨」の名は後に付けられた名であつて、鳥の翼をつけた小童の舞でその起源は高楠博士の説が最も妥当のようである。そうすると宇佐弥勒寺にあつた鳥蝶舞は所謂「迦陵瀨」であつて、鳥舞が迦陵瀨の名をつける以前から宇佐には行われ、宮廷で「迦陵瀨」の名がつけられても、宇佐では鳥舞としてそのまゝ古来の呼方をして来たのではないか。然る時は古来の名は鳥舞といつていたのではあるまいかと考えるのである。

それに対して蝶舞は右舞としての「胡」から来たものであろう。この胡蝶が鳥と一緒になつてゐるのは宮廷で、迦陵瀨、胡蝶と番になつてゐるやうに、中世初期鳥舞(左)と蝶舞(右)が番舞として行われていたことを物語るものであろう。

註 (1) 田辺氏「日本の音楽」P. 128に紹介

(2) 7世紀の印度戒囉Siladityaの作(前掲P. 128)

(3) 前掲P. 128に紹介

(4) 永弘家に絵図がある。

8 陵王・納曾利

既に鳥蝶舞の所で述べた如く「陵王」は現在宇佐に行われていて、その起源は支那の文献にみる「蘭陵王入陣曲」と考へている。入陣曲は支那南北朝時代に蘭陵王長茶がその顔が優美であるので敵を恐れぬために仮面

をつけて戦場に出て国の大軍を破つたのでその戦の状を作つた曲であるという。然るに田辺氏の説では音階が支那音階と異つていて、西藏式である事と、曲名「陵王」は天王寺記録等によると古くは「龍王」となつてゐるので陵王曲は「龍王曲」であらうと言つてゐる。妥当な説と考えられると共に、鳥蝶の舞曲、菩薩曲との関連も明になるので、やはり林邑楽の中のものであるとみるのが至当といわなければならない。

龍王(陵王)舞は現在も宇佐に演ぜられてゐるが、一人の舞者が龍の面をかぶり手に短い棒を持つて走り舞を演ずるのである。

陵王は元來支那印度系であるから左舞であるが同じく短い棒を持つて「納曾利」は満洲朝鮮系の舞曲で右舞であるが、普通これを組合せて番舞として演ぜられることが多いのであるが、宇佐宮放生会でも陵王納曾利となつてゐるので番舞として演ぜられたものであろう。もともと陵王は仏教系と考えられるので、元來は弥勒寺僧の勤役であつたと考えられる。放生会の行事としては雅楽としてのものであるが、後になつて納曾利が入つてこれに加わつたものであろう。

いつ頃始つたかは不明であるが、陵王は弥勒寺心経会に演ぜられ現在尚続いてゐる。このようにみてもやはり弥勒寺の舞曲であつたのであろう。

註 (1) 前 掲 P. 130

9 楽 打

この外現在はないが戦前まで行われていた舞樂に近い芸能としてもう一つ楽打がある。楽打は現在10月20日に執行される風除奉養祭に行われた行事で、通常「お腰掛」といわれる、上宮と下宮の岐路の広場で行われた行事で、楽打座の者が腰ミノをつけ、胸に小太鼓をつけ、鐘その他の樂器を用いて、これを合奏しながら踊る筑後、肥前にみるような一種の「風流」で、その中に合唱する詞があるが、古くは南無阿弥陀仏の念仏を唱へて踊るのである。念仏は近來は「トツカミエミタメ」といつたさうであるが、これは吉田神道の三種の稜の詞でこれに變つたわけである。恐らく明治維新以後廃仏毀釈の劇しかつた宇佐神宮であるから、神宮の指導で變化して行つたものであろう。

調査によつてこの楽打を比較してみると、最も近い現存楽打としては吉弘楽と感應樂である。前者は奈良時代以來続いた宇佐神領豊後国国東郡武蔵郷(大分県国東郡武蔵町)の吉弘に伝わり、現在県指定の無形文化財

になつている楽である。後者は豊前上毛郡山田庄（宇佐弥勤寺領）⁽²⁾（福岡県豊前市山田町）大富神社に伝わるもので福岡県指定の無形文化財である。

何れも現在では多少変化⁽³⁾しているが、恐らく中世は同一のものではなかつたかと考える。例えば背中の指物でいえば吉弘楽は中世武士を思わせる旗であるが、感応楽は御幣を用いている。宇佐宮のものは御幣であつた。吉弘楽が旗になつたのは戦国武将吉弘氏によつて再興されたり奨励されたためである。嘗ては御幣であつたに相違ない。

又かぶりものを比較すると吉弘楽は甲などをつけているが、感応楽はアミ傘や、里神楽の鬼の頭につける毛髪をつけているが、これは感応楽が宇佐のものに近い。腰ミノ、胸太鼓などは共通したものである。吉弘楽の楽役は宇佐宮のものに近い。両楽とも、宇佐宮及び弥勤寺の末社末寺に伝わつただけに、必ずや宇佐宮の楽打の影響を残していると考えられるが、宇佐本宮に現在消滅しているだけに両楽は極めて貴重な文化財といわねばならない。

以上両楽の概略を比較しながら、宇佐宮楽打の大要を示したが、この楽打と舞楽の比較をすると、楽打は外庭で行うのに対して舞楽は正方形の舞台の上で行い、楽人・舞人については舞楽は専門の宇佐宮神官社僧、又はその子であるのに対して楽打は村の中のできた座によつて構成をされた百姓である。

村は宇佐郡向野郷岩崎、封戸郷佐々礼等であつたといわれる。これ等の郷は古代以来の封戸で、特に中世では高家辛嶋両郷と共に境内四郷といわれ守護不入の村であり、宇佐宮と共に生き続けた土地である。

その細い点の比較もできるのであるが、概略にとどめてその起源についての結論を急ぐことにする。吉弘楽に念仏が残っている点は宇佐宮の江戸時代以前の形態を伝えたものと考えられるが、空也の宇佐宮への参詣、豊前芝原善光寺の建立と合せて、空也念仏の念仏踊りの影響がみられ、吉弘楽の楽座の形、楽役の姿等は宇佐宮雅楽の楽所神官の形に近いものがある。腰ミノをつけて劇しい踊り方をする（両楽共）点では田楽風の芸能を思わせる。

これ等のことを総合すると楽打は、田楽系の芸能に舞楽、念仏踊り等が結びついてでき上つた芸能であろうと考えざるを得ない。この楽打はその後国東半島の弥勤寺の延長である六郷山に受入れられて各寺院共に盛にこれが行われている。この六郷山を弥勤寺との関連性においていえば弥勤寺は宇佐宮の平地神宮寺であり且又は八幡神宮寺である。これに対して、宇佐宮には同じく比咩神

宮寺即ち中津尾寺がある。私は六郷山はこの両寺の発展延長畿密にえば比咩神宮寺の延長としての『山岳神宮寺』であると考えている。既に論じて来たように、弥勤寺と六郷山が総合運営⁽⁴⁾をされていた平安時代⁽⁵⁾には、弥勤寺法会がそのまま六郷山に延長して行く事は極めて自然であつたといわなければならぬ。国東半島六郷山寺院関係の地に楽庭とか楽田とかいう地名が至る所に残つたり、又嘗ては楽打が行われていたという伝承があるし、又山香郷立石には今尚小規模ながら伝つているが、これ等の伝承はいかにこの楽打が、宇佐支配地に多く行われていたかを物語るものである。

いつ頃から盛であつたかについては史料が少ないが、余瀬文書25号によると、坊楽田、房楽田等は4ヶ所にみられる。即ち別当領に2ヶ所、夷院主領に2ヶ所がある。何れも一段宛ではあるが楽打料田として注目に値するものである。同書が鎌倉の文書と推定されているので、既にその頃から行われていた事は明である。

その願う所は風除とか虫振とかの、五穀豊穰を祈つていることも、農耕と結びついた、百姓の儀礼として伝わつて来たという理由もわかる。この種の芸能行事は何れも同じような祈願の意味を有しているのが普通である。

註 (1) 座は豊前宇佐郡封戸郡、向野郷内にあつた。

(2) 半田康夫氏『吉弘楽』（和歌森博士「くにさき」P. 332~338）

(3) 福岡県神道青年会編「神社と文化財」14P

(4) 比咩神宮寺と密接な関係を維持しつづけている。ので個々の寺ではあるが宇佐宮に統轄されている点では同様である。

(5) 拙稿、「六郷山の研究」（豊日史学134号）

(7) 松岡実「楽打」くにさき P. 341

10 里 神 楽

この外まだまだ多くの宗教音楽、芸能がある。特にその芸能の一として「宇佐神楽」の問題もある。「宇佐神楽」というのはいうまでもなく里神楽で宮中に伝わる御神楽とは全く別個のものである。音楽と舞踊とによつて成り、その変遷についていえば、江戸時代までは宇佐神人と称する中世末に再編された神人が、この神楽を保持して来た。そこでこの神人は村の鎮守⁽¹⁾の社司であり、神楽を奉仕するからであろう又の名を「発者」と称していた。

宇佐神人は豊前国上毛、下毛、宇佐郷豊後国東、速見郡に亘つて360戸が世襲されていたのであるが、それが

明治以後、各地の神人から村の若者に指導されて、座ができて来た。宇佐郡の神楽で最も著名なのは向野郷矢部（旧西馬城村）、高家郷猿渡（旧糸口村）、高家郷尾永井（旧八幡村）、辛嶋郷住江（旧柳ヶ浦町）、西国東郡来繩郷草地、（旧西国東郡草地村）等々、宇佐郡、西国東郡には里神楽の座が構成されて、宇佐神楽の伝統が保存されて来たが、その始めは悉く、在地の神人層（これは宇佐宮の社家として封米受領の家）の人々の指導をうけているのである。

神楽の内容は里神楽一般にみるように一番より三十三番までがあり、日向高千穂神楽と方法に於ては趣を異にしているが、曲目に於ては共通するものをもっている。各地の里神楽が地域によつて多少の少異をもつて伝つて来ているが、宇佐神楽は上毛、下毛、以下豊前豊後の五郡に於ては全く同一里神楽を維持して来たのである。それは村の鎮守に奉仕する共に宇佐本宮の祭事法会に奉仕して来たからである。特に行幸会、放生会の如き、神輿の動座する場合の陣列には囃子即ち道を歩きながら奏樂する「道樂」が必要であるが、これに奉仕するのは里神楽の座であつた。このように宇佐神人の全体が宇佐宮奉仕ということによつて統一されていたので、全体の統制がとられていたわけである。そしてこの、組織は今尚或程度維持されつづけている。

結にかえて

以上八幡宇佐宮における舞樂、音楽、芸能の主なるものについてその概要を述べたのであるが、これは史料により分る節内における一端でその全体ではないのであるが、これを大別すると三種に分類することが出来る。

第1、は細男舞、傀儡子舞の如きその由緒も古く、素朴な形がそのまゝ伝えられて来た奉納芸能がある。而もその来由は八幡信仰と共に発生して来た豊前安曇氏族の中に起りつづけられている。而もこの安曇氏は筑前志賀島を根拠地として4、5世紀の頃尤も朝廷に尽したと伝えられる氏族で、海部の首長と考えられる氏族である。

こうした点からするとすれば、傀儡子舞は海部の残した原始時代の海部芸能ではないかと考えられる。日本民族固有芸能に伝統ひくものである。

第2、は鳥蝶、万才樂、獅子菩薩樂舞から陵王納曾利に至る仏教系統の垂水廃寺や相原廃寺等に源を發するいわゆる宇佐仏教を中心に發展した仏教音楽、印度系舞樂即ち左舞を中心に徐々に宮廷音楽として發展しながら平安時代に完成してくる宮廷舞樂の影響をうけながら、満洲朝鮮系のいわゆる右舞系の舞樂が結びついて發展して来た外来音楽、舞樂に系統を引くもので、これは宇佐宮

弥勒寺に發展して来たものであると考えられる。

第3、は樂打、里神樂等であるがこれ等の芸能は原始時代の民族固有のいわば、農耕社会の中に發達して来た田樂系統の芸能が、外来音楽、舞樂が影響を与えながら發展し特に平安末から鎌倉時代に組織づけられたもので、士俗的な流れの中に生きつづけて来た芸能であろうと考えられる。

以上宇佐宮を中心にみて来たわけであるがこれ等の社寺をめぐる芸能は、原始音楽から外来音楽、中世社会に發達した田樂系の芸能の三つの種類に系統づけられるように考えられる。これ等の芸能は決して宇佐宮の問題だけでなく、多くの神社寺院に類似性の芸能がある。日本の社寺芸能を巨視的にみれば原始音楽、外来音楽（舞樂）田樂の三種の系統に入るといふ事が云えるのではあるまいか。

(1964. 10. 11. 未完)

註 (1) 拙稿「大貞八幡宮」中津市史P. 227以下
// 「八幡信仰の源流」宗教研究 175号